

第68回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和5年1月25日(水) 午後2時00分～午後3時30分

場 所 大磯町役場 本庁舎4階 第1会議室

出席者 委員) 渡部委員(会長)、原委員(副会長)、永吉委員、深谷委員、高橋委員、中越委員、加藤委員、富沢委員、藤本委員 以上9名
事務局) 由井参事(下水道担当)兼下水道課長、近藤技幹兼副課長兼係長、木村主幹兼係長、杉山主査
傍聴者) 1名

- 都市建設部参事兼下水道課長あいさつ
- 会長あいさつ
- 変更委員紹介
- 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第6条第2項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「公共下水道使用料の改定について」、「その他」でございます。

なお、審議会につきましては議事録を作成するため録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、渡部会長、審議会の公開についての確認と会議の進行について、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、まず事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「公共下水道使用料の改定について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に、伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

1名いらっしゃいます。

議 長

では、事務局、傍聴人を会議室に入室させてください。

傍聴者の皆様にお知らせします。机の上にあります「会議の傍聴要領」をご覧ください、遵守事項を守って傍聴くださるようお願いいたします。

それでは、引き続き議事に入らせていただきます。議事に入るあたりに、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議長

それでは、本日の議事（１）「公共下水道使用料の改定について」事務局より説明してください。

事務局

それでは、資料１～３の「公共下水道使用料の改定について」説明させていただきます。

１ページの左側、「１．公共下水道使用料の基本的な考え方」をご覧ください。

この項目については、昨年１１月に開催しました審議会資料の内容と一部重複する部分もありますが、前回は出席されていない委員がいらっしゃることや、前回審議会から時間も経過しておりますので、確認の意味も含めた内容となっています。

まず、町の公共下水道事業は、雨水と汚水を区分する“分流式下水道事業”を採用しており、それぞれの経費負担の原則は“雨水公費、汚水私費”とされています。

上段の橙色の四角で囲った中にありますように、雨水処理費は受益の範囲が周辺地域に及ぶことから一般会計繰入金、すなわち公費となっている一方で、汚水処理費は受益の範囲が下水道の利用者に特定されることから公共下水道使用料、すなわち私費と一部公費となっています。

続いて、下段の青の四角で囲った中をご覧ください。ただいまご説明した、雨水処理費と汚水処理費を「収益」と「費用」に分けた図です。

上段の「収益」は、私費の下水道使用料と、公費の雨水処理費や他会計補助金が挙げられます。下段の「費用」は、維持管理費と資本費となっております。

公共下水道使用料で賄うべき費用とされている「汚水処理費」の対象は、管渠費や流域下水道負担金等の維持管理費と、長期前受金戻入を除いた減価償却費や企業債支払利息等の資本費のうち汚水経費となっております。この汚水経費の合計が、公共下水道使用料に対して、どの程度の割合を占めているのか、どの程度の回収率となっているのか、を示す指標が経費回収率となります。

つづいて、右側をご覧ください。汚水処理費は、冒頭で申し上げましたとおり、下水道使用料と一部公費で賄われております。この「一部公費」については、毎年、総務省から基準が通知されており、一般会計が負担することとされる経費の基準に合致する経費を「基準内繰入」、合致しない経費を「基準外繰入」としています。この基準の内容は、経営指標の一つである平均使用料単価が挙げられております。平均使用料単価は、公共下水道使用料を、汚水処理量で除して算出しますが、平均使用料単価が 1 m^3 あたり 150 円/ m^3 以上となっても、下水道使用料だけでは汚水経費を賄えない費用については“分流式下水道等に要する経費”として「基準内繰入」を充てることとなります。1 m^3 あたりの単価が 150 円/ m^3 以下の場合、下水道使用料だけでは汚水経費を賄えない費用については「基準外繰入」を充てることとなっています。

従って、平均使用料単価が 150 円/ m^3 に達した中で、汚水処理費が使用料のみで賄えない場合には、一般会計繰入金の取扱いは基準内繰入となりますので、経費回収率も 100% となります。

続いて、次の項目の「2. 4年度予算値における経費回収率等の算出」をご覧ください。「表-1 令和4年度経費回収率等の算出」は、1ページ左側下段の青の四角と同様の項目で、収益と費用について列記しています。中央の列には項目順に4年度予算値を記しており、右側3列に予算書には記載されない汚水及び雨水の費用等内訳を記載しております。

右から3列目の「うち汚水処理費等」の列をご覧ください。上から2段目の私費・公共下水道使用料は306,421千円で、この数値に対する維持管理費と資本費を合わせた費用は、319,561千円です。これを割り返して求められる経費回収率は95.89%となりました。前回の審議会でご説明しました令和3年度の同率実績は95.74%でしたので、微増の見込みとなっております。

2ページ目をご覧ください。「表-2 令和4年度 汚水処理費等内訳」では、ただいま、ご説明した「表-1」をグラフで表したものです。グラフ上段の汚水処理費の合計に対し、使用料収入で95.9%を賄い、残りを基準外繰入金で賄っていることを表しています。

また、その下の図-1は「経費回収率の年度別推移」を表したものです。青の折れ線が平成30年度に推定したもの、赤い折れ線が実績等ですが、黄色の矢印部分の令和4年度をみていただきますと、令和4年度は平成30年度の使用料改定検討時の推定と比較し、約15%増の見込みとなりました。

この30年度の推定時について、当時の審議結果の資料の抜粋を、左側の下段に橙色の四角で囲った部分に掲載しております。平成30年当時は、4つのケースを設定した中でケース4の3年毎に9%で改定した場合が妥当ではないか、という結論に至っています。その内容については、右側の「表-3 ケース4：下水道使用料を3年毎に9%で改定した場合」にありますように、平成34年度（令和4年度）と平成37年度（令和7年度）に9%ずつの改定を行い、平成34年度（令和4年度）の経費回収率は81.08%、平成37年度（令和7年度）の同率は100.16%と見込んでいました。左側の図-1のグラフでお示したのは、この数値と比較したものです。

なお、この4年度予算の数値につきましては、今日の電気料金の高騰が要因となる相模川流域下水道事業の維持管理負担金（光熱水費）の増額を考慮したものとなっております。この増額要因については、本日の午前中に現地をご覧になられた委員の方々には一定のご理解をいただけたものと思っておりますが、資料2に、その概要を記載しております。資料後ろのA4版の資料2をご覧ください。負担金が増となりました内容については記載の通り、水質管理に必要な汚水ポンプやプロアが主となっております。詳細については記載の通りとなりますので、ここでの説明は時間の関係もありますので割愛させていただきます。

資料1の2ページにお戻りください。次の項目になります「3. 公共下水道使用料改定検討の方針」をご覧ください。

平成30年10月、本審議会より町に答申した「大磯町公共下水道使用料の改定について」においては、3年毎に9%改定するケースを妥当としています。また、経費回収率が100%に至るには、さらに同様ケースの改定が2回、令和4年度と7年度に必要となる見込みをした中で、平成31年4月、町は公共下水道使用料の改定を施行しています。

また、この答申では、概ね3年程度を目安に公共下水道使用料の見直しに努められたい、との付帯意見がございました。それを受け、令和3年度に下水道運営審議会を開催しましたが、近年の新型コロナウイルス感染症拡大防止による経済面への影響等を考慮し、使用料改定の検討を1年間、延伸しています。令和5年度以降の改定の検討にあたり、町は令和7年度末に汚水処理施設整備の概ねの完成を目指していることから、今後も数年間、令和4年度及び5年度のような財政状況が続くことを見込んでいます。

そのため、使用料の改定検討ケースを2つ設定しました。「ケース1」は、「令和5年度予算値案に基づく汚水処理費等と経費回収率」としております。こちらは、令和5年度においては、下水道使用料の料金据え置き、前回改定時に予定していた通り、令和7年度に経費回収率が100%になることを目指すものです。次の「ケース2」は、「令和5年度において経費回収率が100%となる試算」です。こちらは、令和7年度を待たずに経費回

収率が100%となるよう、下水道使用料を引き上げる案です。これら2つのケースを参考に、適正とされる使用料を検討するものとししました。

3ページ目をご覧ください。左側は、【ケース1】の、「3-1 令和5年度予算値案に基づく経費等と経費回収率」です。

ここでは、令和4年度予算値における経費回収率等の算出と同様に、令和5年度予算値案に基づいて、汚水処理費等と経費回収率を求めたものになります。

右側から3列目は、予算書では記載されない汚水処理費等の数値を記載しています。上から2段目の私費・公共下水道使用料は308,396千円で、この数値に対する維持管理費と資本費を合わせた汚水経費の費用は、321,648千円、これを割り返した経費回収率は95.88%となり、令和4年度予算値見込みから、ほぼ横ばいの見込みとなりました。

その下の「表-5 令和5年度 汚水処理費等内訳①」は、ただいま申し上げた汚水処理費の内訳を表したものになります。

この表-5の数値の考察を下段に記載しております。恐れ入りますが、ここで資料の修正をお願いいたします。この「考察」の部分の下から2行目の「下水道管などの整備に要した借入金を返済する費用（元利）とありますが、ここを（元金）に修正をお願いいたします。

改めまして、この表-5の数値をまとめますと、平成30年度の使用料改定検討時では、令和4年度に9%の使用料を改定した上で令和5年度経費回収率を83.5%と見込んでいましたが、4年度での使用料を改定せずに5年度予算値案に基づく同率は95.9%となり、見込みより12.4%の増となりました。

この経費回収率の上昇の要因としては、令和2年度からの公営企業会計の適用に伴い、汚水処理費のうち資本費の算出方法が下水道管などの整備に要した借入金を返済する費用である元金から、長期前受金戻入を除く減価償却費へ、と異なることが考えられます。

続きまして、右側をご覧ください。【ケース2】として、「3-2 令和5年度において経費回収率が100%となる試算」をしたものです。令和5年度における経費回収率95.9%が100%に達するためには、左側に記載しましたケース1の表-5の中段の基準外繰入金13,252千円、比率で約4.1%の公費負担が、右側に記載していますケース2の表-7の中段では公費負担がなくなるものとするため、使用料収入が汚水処理費と同額以上に達することが必要となります。

そのためには、現行使用料の基本料金及び超過料金の改定率が平均4%の引上げが必要となる見込みです。具体的な引上げ金額にあてはめると、2か月あたりの使用水量約40m³の場合、215円の引上げ改定となる見込みとなりました。

この2か月あたりの使用水量約40m³は、一般的に4人家族の2か月分の標準値と捉えているものです。なお、1か月20m³あたり使用料は、2,794円となる見込みです。

次の4ページをご覧ください。「3-3 令和5年度以降の適正な使用料の検討【ケース1、2の比較】」になります。上段の「表-8 経費回収率の推移」は、令和元年度決算から令和5年度でのケース1及び2までの、汚水経費・公共下水道使用料・経費回収率を列記したものです。

右から2列目の経費回収率をご覧くださいと、令和元年度から2年度にかけては新たな会計方式の適用があり大幅な増となっておりますが、3年度以降は微増となっております。この要因は繰り返しになりますが、右側から5列目の資本費の算出方法が変わり大幅な減となったことが、経費回収率の増に繋がったものと捉えています。

その下の、図-2は「経費回収率の推移の見込み」をグラフにしたものです。左側に記載しています30年度の使用料改定検討時の令和5年度83.5%に比べると、ケース1では95.9%となり12.4%増、ケース2では100.0%となり16.5%増の見込みとなりました。

続いて、右側の「3-4 県内同規模自治体との比較」をご覧ください。

ここでは、当町のケース1及びケース2が県内同規模自治体と比較すると、どのような位置になるのか、単純比較は困難ですので、参考として令和3年度の県内9町における経費回収率と、1か月20 m³あたりの使用料実績を記載したものになります。

上段「図-3 令和3年度 経費回収率の比較」を見ますと、令和3年度実績で経費回収率が100%を超えているのは、葉山町の1町のみとなっており、当町はこれに次ぐものになっています。

下段の「図-4 令和3年度 月20 m³あたり公共下水道使用料の比較」では、令和3年度実績で当町の1か月20 m³あたり使用料は2,687円で、最高値から2番目となっています。最下段の「考察」にも記載していますが、令和5年度でケース2とした場合には、1番目に並ぶということが見込まれます。

続いて、5ページ目の「4公共下水道使用料改定の着眼点」をご覧ください。

ケース1及び2の妥当性を探るため、3項目を列記したものです。

1つ目としては、3～4ページに記載しました、平成30年度推定時と現時点における令和5年度の経費回収率比較及び一部公費の比較です。

平成30年10月、本審議会から町へ答申した「大磯町公共下水道使用料の改定について」においては、今後の経費回収率を、令和4年度に9%の改定を行うことで、5年度に83.5%、一部公費を16.5%と見込んでいました。また、令和7年度に経費回収率を100%とすることを一つの目標と捉えていました。

現状では、令和4年度においては使用料を据え置いた状態で、5年度の経費回収率は95.9%、一部公費は4.1%を見込んでおり、令和7年度での100%に向けて、想定以上の向上している現状となっています。

2つ目としては、11月の審議会資料で提示しました「今後の下水道事業計画策定予定」です。令和7年度には、令和2年度に策定した投資・財政計画の更新により、7年度以降の経営の指標値を見直すことが可能となります。先ほど、3ページでご説明させていただきました、検討ケースのうち、令和5年度は据え置くこととする「ケース1」では、令和7年度に次の使用料改定の検討を予定しておりますが、その際には、更新された経営の指標値の見通しも検討材料とし、使用料改定について検討するということとなります。

3つ目としては、4ページ目の「県内同規模自治体との比較」です。

先ほどご説明しました通り、比較対象としている、県内同規模自治体9町の中で、当町は現状でも高い水準に位置しているなか、9町での使用料改定予定日を踏まえると、当町は今回改定を行う「ケース2」により令和5年度に経費回収率100%となる改定を進めた場合、9町の中では現状の最高額と並ぶ形となるが見込まれます。

このような3つの観点から使用者である町民の方々へ改定の検討に伴う内容を、分かり易いかたちで説明することが求められます。

本日は、委員の皆様から、これらの着眼点に基づいて、ケース1及び2の妥当性に関するご意見をいただきたいと考えております。どうぞ宜しくお願いします。

最後になりますが、参考3をご覧ください。平成30年度使用料改定検討時に本審議会からの答申書の付帯意見として、公共下水道接続促進について供用開始区域に関する情報を積極的な発信に努められたい、戸別訪問の機会を増やして、使用料収入の確保に努められたい、というようなご提案を受けております。

その対応内容については、記載のような資料を活用して情報発信や戸別訪問に努めてお

りますので、後ほど、ご覧いただければと存じます。

長い説明になりましたが、資料の説明は以上になります。

議 長

ただ今、事務局から「公共下水道使用料の改定について」の説明がありました。この内容について、ご質問等があればお願いします。

委 員

ケース1と2を比較すると、物価高騰などもあるので、今回はケース1として、計画通り令和7年度に状況を見て改定の検討をした方がよいのではないかと感じた。

委 員

仮に令和5年度に改定することとなると、いつの分の使用料から改定することとなるのか。

事務局

使用料を改定することとなると、使用者への周知期間が数か月必要となる。資料1の4ページを見てもらうと、他の自治体の施行日が9月や10月になっているところがある。仮に令和5年度に改定することになると、10月ごろの施行となるのではないかと考えている。

委 員

現在の物価高騰の状況は、いつごろまで続くのかわからない状態である。経費回収率を見ても、伸び率は鈍化しているものの、他自治体と比べると高水準である。物価高騰の折、心情的にもこのタイミングでの改定はいかがなものかなと思う。

委 員

事業者の利用者としての立場から発言をさせていただくと、最近ではコロナ前と比べても、一番の流量を排水している状況で、さらに電気料金の値上がりも控えている状況を考えると、ケース1がありがたいと思う。

他自治体と比較しても、現在の経費回収率は高く、早めに料金改定に着手し、前回改定時に思い切った改定をしてきたと感じた。今回はケース1に従って、据え置きというのがありがたいと考えている。

委 員

皆さんとは違う立場から、町の財政状況全体を考えた立場での発言となる。下水道事業自体が独立採算制の原則がある。まずは、下水道会計単独で経営するのが大前提である。さきほどの事務局からの説明でも、下水道事業会計への繰入金、すなわち一般会計からの繰出金が発生している。

下水道事業は下水道使用料を主として賄わなければならない会計としているものであり、町の中で下水道が整備されない地域もあるなかで、下水道を使っていない町民からいただいた税金も、下水道事業に投入するというのがどうなのか、という考え方もある。

下水道事業全体に、一般会計から4億5千万円から5億円の繰入金を出している。これから人口も減少していく中で、さらに厳しくなっていくことが考えられると、下水道を使用している方にご負担いただくというのは、やむを得ないのかなとも感じる。現在の状況が、コロナや、ウクライナ侵攻の影響で、皆さんの生活が苦しいということはあると思うが、下水道を使用していない人も同じように苦しい状況であるなか、下水道を使用していない人にまで負担を強いるのか、という考え方もある。

公平性という観点からもケース2で使用料を改定するべきと考える。

委員

主婦の観点から考えると、日々の買い物に行っても価格が上がっているものばかりで、非常に苦しく感じる。電気料金の高騰は特に大きく感じている。できることなら、ケース1の令和7年度まで状況を見極めるといふことがありがたいなと感じている。先ほどの、町全体の財政状況からのご意見もうかがって、そういう考え方もあるのだということもわかったが、日々やりくりしている身からすると、もう少し情勢を見ながらの値上げがありがたいなと思った。

委員

賃金があがらない中で、物価ばかりが上がっている状況となっている。可能であれば、このタイミングではない方がよいと考えている。状況を注視しつつ、今回の値上げは見送る方がよいのではないか。

委員

いろいろなものが一緒に値上がりするということの方が、家計へのインパクトが大きいのではないかと感じる。改定するにしても少し時期をずらして行う方がよいのではないか。

基本的なことを伺いたいが、下水道に必要な経費はどんな部分が大きいのか。自治体によっても違うのか。

委員

維持管理費が一番大きい。地政学的な条件も影響する。広さや高低差、処理場までの距離などによって、費用が掛からざるを得ないという状況もある。そのため、一概に他の自治体との比較で考えることはできないと思っている。

事務局

町の汚水処理は、四之宮の処理場で行っている。大磯は東西に長いという条件もある。確かに、他の自治体と単純比較はできないことは承知している。しかし、必ず他の自治体はどうなっているかという話題が出るので記載した。料金の単純比較が難しいので、町の経費回収率がどう推移しているかということの説明させていただいた。

委員

皆様のご意見を聞くと、ケース1というご意見が多いが、事務局としては、ケース1となった場合、次の改定はいつを想定しているか。

事務局

今後の改定時期としては、前回改定時の審議会の答申書のなかで、「3年毎の検討」というご指摘があった。本来であれば、そのタイミングは令和3年度であったが、コロナの状況下で検討を1年先送りにし、令和4年度に改めて検討していただいているという現状がある。

今回の検討の次は、令和7年度に検討することになると考えている。令和7年度には、もともと、投資財政計画の改定を予定している。投資試算と下水道使用料の改定による財源試算が計画内に均衡となる計画の更新を予定しているので、令和7年度に使用料についても検討し、令和8年度に施行となるものと考えている。

委員

先ほど、一般会計からの繰入れの意見があった。一般会計から繰り入れるということは、町のほかの支出を削って、下水道にお金を回すということである。他の支出を削ってまでも、下水道を助けることが必要なのか、という観点を持つべきだと思う。

また、先ほど、令和7年度に改定を検討するという話だったが、令和7年度の状況はわからない。令和7年度は今よりももっと厳しい状況がある場合、経費回収率を100%にするためには、値上げ幅をもっと高くしなければならなくなる可能性がある。100%を満たす改定ができないことも考えられる。改定としては厳しいものになる可能性が十分ある。そこまで考えたうえで、それでもなおケース1が良いと考えるか、という視点が必要だと思う。

委員

下水道が整備される段階で、そのようなことは検討されているのではないかと。

委員

下水道事業は、一般会計からの繰り入れをしないことが原則。上水道では、一切繰り入れていない。繰入金があるということがイレギュラーだという意識が必要だ。それでもなお、据え置くかということを考える必要がある。

委員

前回改定時に9%改定し、その際に、今後9%程度の改定と予定したなかで、現在、据え置くのか、4%改定かということを検討している。次回検討する際にも、9%程度の改定を検討していくことになるということなのではないか。

委員

今提示されているケースが2つだが、据え置くか、4%改定かの2択ではなく段階的なケースがあってもよいのではないかと思う。

委員

一般会計から繰り出すということは、その繰出金がなければ、確かに他の支出に充てることができる費用ではある。だが一方で、町には、下水道以外にも、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険と3つの特別会計があり、すべてに一般会計からの繰り出しがある。

公共サービスという視点で捉えると、今までの状況からも、一切繰出さないというのは難しいということは理解している。だからこそ、使用料を少しでも上げて努力していただきたいという立場である。

しかし、今の物価高騰などの状況が、町民の皆さんの生活に影響を及ぼしていることも事実で、今回は値上げができないということも致し方ないと思う。ぜひとも、次回の改定時は、経費回収率100%を目指した検討をしていただきたいと思う。

事務局

事務局としては、段階的にケースを検討するというのも一つと考えていた。これまで町は、過去5回の改定を行ってきた。5回の改定は県内自治体を見てもあまり事例のないことである。そのうえで、令和5年度で経費回収率100%を目指すのか、令和7年度で100%を目指すのか、の2つに絞らせていただいた。

また、一般会計からの繰入金があるということは、下水道を使用しない方の税金も使うということである。先ほどの委員からの意見を踏まえたなかで、どのように他の委員の皆様がお考えになるかということ、再確認できればよいと思う。

委員

これまでの改定の計画で、令和7年度に100%を目指すとしてきた中で、現在の状況下で、計画を前倒して令和5年度に100%を目指す値上げをする、ということは町民の理解が得られないと思う。

議長

前回改定時に3年毎の見直しをしたうえで、令和7年度に100%になるような計画をしてきたので、前倒しての値上げ改定は、理解を得るのは難しいと思う。

また、令和7年度時点でどのような情勢になっているかというのは、現状ではまったくわからず、令和7年度に100%を達成することができない可能性も否定できないが、少しでも繰入金をなくしていけるように努力し、使用者も納得できるものを目指していくことだと思う。現在の見込みでは、料金改定をしない限り、経費回収率はほぼ横ばいで推移していくことになると思われる。全体料金の改定はいずれ必要になることは間違いないと思われる。

委員

早晩、見直しをしなければならないということは感じない。今回のケース2では、4%の改定となっており、二か月で約200円の上昇である。その程度の額であれば、町民感情としては、逆に町で無駄を削るなどの努力でどうにかならないのか、とも感じてしまうと思う。

委員

改定をする際には、確かに、町ではこのような努力をしたけれども、それでも足りない部分を改定するというのを伝える必要があると思う。

事務局

町としても、改定の検討に合わせて、努力している点を発信していかなければならないと感じている。資料3でもお示したように、接続促進の戸別訪問など、積極的に取り組んでいかなければならないと思っている。今年も戸別訪問をした。今後も、戸別訪問や情報発信を強化していきたいと考えている。

議長

処理場の運営についても、コストカットは常に取り組んでいる。電気代や薬品代などを勘案しながら、常に少しでも経営努力をして、今後も続けていかなければいけないと思っている。

委員

少額の値上げで、一般会計に少しでも寄与できるのであれば、ケース1とケース2の間の、段階的な少額な値上げというのも一つではないかと思う。

委員

令和7年度に100%という計画をしているなかで、令和5年度に100%を目指す改定はできないと思うので、ケース2までの値上げはしない、中間的な案があってもよいのではないかと思うが、事務局はどう考えるか。

事務局

現在、改定をしない状態で、経費回収率がこれだけ高い状態まで持ってくるのができたので中間的なものを設けて、令和5年度でも改定して令和7年度でも改定して、ということば、使用者の方への説明ということを考えても、事務局としては考えていない。

議長

そろそろご意見は出尽くされたようです。様々なご意見がありましたが、ケース1が妥当ではないか、という意見が多いことから、当審議会ではこの方向で取り纏めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局は次回の審議会にてケース1を妥当とする下水道使用料改定にかかる審議結果（案）及び答申（案）を提示してください。その資料を基に、審議していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

また、次回の日程については、この後の「その他」のところで、事務局から説明があると聞いています。

それでは、その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局

次回の日程につきましては、3月20日（月）午前10時から、保健センター2階研修室で行いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

その他、何か、ございますか？

特に無いようでしたら、本日の議事はすべて終了しました。これにて、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

「渡部会長」、そして委員の皆様、ご審議、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして「第68回大磯町下水道運営審議会」を終了いたします。